

令和7年2月吉日

お客様各位

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター  
理事長 林口 富雄

## 手数料改定のお知らせ

日頃から当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
このたび当センターでは、建築基準法及び建築物省エネ法の改正や昨今における業務上の各種コストの増加等を踏まえ、**令和7年4月**から各業務につきまして手数料を改定させて頂くこととなりました。お客様にはご負担をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後ともお客様がご満足頂けるよう、より一層のサービスの向上に職員一同取り組んでまいりますので、変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 手数料改定の時期

○令和7年4月1日から

- ・電子申請の受付及び書面申請による窓口での受付とも、**令和7年3月31日(月) 午前中までの本申請受付分**を、改定前の料金と致します。なお、**3月31日(月)の窓口業務及び電子申請を含む受付業務は午前中で終了させて頂きます。**

<注意事項>

- ・電子申請の受付は、**本申請ボタンの押下が必要**です。
- ・振込の場合は、**3月28日(金)までの振込**をお願いします。
- ・上記取扱いは、下記の対象業務すべてと致します。

### 2. 手数料改定の対象業務

○建築確認検査

○フラット35適合証明

○建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）

○性能評価業務

- ・設計性能評価
- ・長期使用構造等確認
- ・建設性能評価
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査
- ・BELS 評価
- ・住宅性能証明
- ・住宅省エネルギー性能証明